

名古屋市内部統制基本方針

本市を取り巻く社会経済情勢をみると、少子化・高齢化の進行に伴う人口構造の変化や大規模災害への備えなど、多様化・複雑化するさまざまな課題への対応が求められています。一方、限られた人員や財源で、本市が直面する課題に対応していくためには、より一層業務の効率化を図るとともに、適正な事務の執行を確保する内部統制の体制整備が必要です。

内部統制体制の整備・運用にあたっては、あらかじめ業務上のリスクがあることを前提に、「財務に関する事務」と「情報管理に関する事務」を対象とし、組織として、対応策を講じ、事務の適正な執行の確保に取り組むこととしました。

内部統制の目的である「業務の効率的かつ効果的な遂行」、「報告の信頼性の確保」、「業務に関わる法令等の遵守」及び「資産の保全」を確保するため、地方自治法第150条第1項に規定する方針として『名古屋市内部統制基本方針』を定め、内部統制体制を適切に整備・運用することにより、効率的・効果的な市政運営と市民の皆様の信頼の確保につなげてまいります。

リスク管理にあたっては、以下のとおり、それぞれの内部統制の目的に係る基本的な考え方をもって、取組を進めてまいります。

1 業務の効率的かつ効果的な遂行

事務上のリスクへの対応策の検討にあたっては、業務プロセスの手順・ルール等の整理合理化の観点を取り入れ、効率的かつ効果的な業務の遂行を目指します。

2 報告の信頼性の確保

報告の基礎となる財務会計事務等について、リスクの程度に応じたチェック機能を整備し、正確性・信頼性の確保を図ります。

3 業務に関わる法令等の遵守

情報が適正に管理されていない、組織的に情報が共有されていないなど、法令等違反のリスクがある業務プロセスがあれば、必要な見直しを図ります。

4 資産の保全

正当な手続の下に、現金・財産等に係る取得・処分及び管理を行い、適正な資産の保全を図ります。

令和6年11月25日

名古屋市長 広沢 一郎